



《税務の知識》事業再生のための税制

はじめに

平成 25 年 12 月に公表された平成 26 年度税制改正大綱において、個人事業者に関する「事業再生税制」が創設されることとなりました。

また、法人についても従来からの「企業再生税制」のさらなる拡充が図られており、法人及び個人の事業再生の機会は今後、広がるものと考えられます。

1. 現行制度における「企業再生税制」

現行の「企業再生税制」とは、再生企業が「合理的な再生計画」を作成し、それに基づいて金融機関等から債権放棄を受けた場合には、その債務免除益すべてに無条件に課税するのではなく、一定の要件のもと、資産の評価損や期限切れ欠損金と当該免除益を相殺することを認めることにより、再生企業の税負担を軽減しようとするものです。

これは、再生企業の「債務免除益」に対する課税が、企業の再生を妨げることをないようとの趣旨から設けられている制度です。

2. 個人事業者に関する「事業再生税制」の創設

個人事業者については、合理的な再生計画に基づき金融機関等から債権放棄を受けた場合であっても、法人の「企業再生税制」のような制度が設けられていなかったため、債務免除益すべてが収入の増加として認識され、納税資金の準備に苦慮することとなっていました。その結果、個人事業者に対する債権放棄があまり進まず、事業再生の妨げとなっているケースが生じていました。

そこで、平成 26 年度税制改正大綱において個人事業者においても法人と同様、「事業再生税制」が制度化されることとなりました。その具体的な措置は以下の 2 つです。

①合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合、減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を経費に算入できることとする

②破産法の免責許可の設定、再生計画認可の決定、その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場

合に、その免除によって受ける経済的な利益の額は事業所得の計算上、総収入金額に不算入とする。

再生が必要な個人事業主については、その所有する事業用資産について含み損を抱えている場合が多いものと考えられます。従って、上記の措置が実行されることにより、債務免除益と資産の含み損が相殺され、税負担を生じさせることなく債権放棄が可能となることにより、個人事業者の再生が進むものと考えられます。

3. 「企業再生税制」の拡充

現行制度上、(株)地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という）による再生支援に関して「企業再生税制」を適用するためには、機構による「債権買取」及び「債務免除」を前提とした債権者間調整を行う場合にのみ限定されていました。

しかし、平成 26 年度税制改正大綱では、現行制度に加えて、機構が債務処理に関する計画に従って債権者間の調整等のみ行い、「債権買取」及び「債務免除」はせず、別の金融機関等が債権買取をして 2 以上の金融機関等が債務免除をする場合についても「企業再生税制」の適用が認められることとなりました。

当該改正により、様々な形の再生案件について当該税制の適用が広がることとなりました。

4. 結び

昨年 3 月の中小企業金融円滑化法の期限到来に伴い、平成 25 年度及び今回の税制改正によって、法人や個人の事業再生の制度は大幅に拡充されました。しかし、これらの制度がすべての企業に無条件で認められるわけではなく、あくまでも「合理的な再生計画」が存在し、今後再生が見込まれる法人又は個人事業者であることが大前提となります。

従って、再生が必要な事業者においては、まずは、合理的な再生計画の作成に懸命に取り組む必要があります。

(担当：折田)